平成25年6月19日条例第26号

改正

平成27年12月22日条例第35号 平成29年3月24日条例第5号 令和元年12月23日条例第33号

坂戸市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空き家等の対策に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「空き家等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 法第2条第1項に規定する空家等
  - (2) 長屋若しくは共同住宅の住戸又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下「空き住戸等」という。)

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空き家等が特定空家等(法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。)(空き家等が空き住戸等である場合にあっては、管理不全な状態(同項に規定する状態をいう。)。次条において同じ。)にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

**第4条** 市民は、特定空家等であると認められる空き家等があるときは、速やかに市にその情報を 提供するものとする。

(空き住戸等の所有者等に関する情報の利用等)

第5条 法第10条第1項及び第3項の規定は、空き住戸等の所有者等に関する情報について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「法律」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

(所有者等による空き住戸等の適切な管理の促進)

第6条 市長は、所有者等による空き住戸等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(公表)

- 第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由 がなく、その命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
  - (1) 命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名)
  - (2) 命令の対象である特定空家等の所在地
  - (3) 命令の内容
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係る特定空家等の所有 者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

- 第8条 市長は、空き家等が危険な状態にある場合において、公益的観点から危険を解消するためにやむを得ず応急の措置をとる必要があると認めたときに限り、当該空き家等の危険な状態を緊急に解消するために必要な最低限度の措置として規則で定めるもの(以下この条において「緊急安全措置」という。)を自らとることができる。
- 2 市長は、前項の規定により緊急安全措置をとるときは、必要に応じ、次条に規定する審査会の 意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置をとったときは、当該緊急安全措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空き家等の所有者等を確知することができないとき又は当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置をとったときは、当該緊急安全措置の内容を次条に 規定する審査会に報告するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により緊急安全措置をとったときは、当該緊急安全措置に要した費用を 当該空き家等の所有者等から徴収するものとする。

(坂戸市空き家等対策審査会の設置)

第9条 空き家等の対策を適切に実施するため、坂戸市空き家等対策審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第10条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 特定空家等の認定に関すること。
  - (2) その他空き家等の対策に関すること。

(組織)

- 第11条 審査会は、委員3人以内で組織する。
- 2 審査会の委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第13条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。 (守秘義務)
- 第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (庶務)
- 第16条 審査会の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

(坂戸市空き家等対策協議会の設置)

第17条 法第7条第1項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成、変更 及び実施に関することその他空き家等の施策に関することを協議するため、坂戸市空き家等対策 協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第18条 協議会は、委員9人以内で組織する。
- 2 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者

- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(準用)

第19条 第12条から第16条までの規定は、協議会の運営について準用する。

(警察その他の関係機関との連携)

第20条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、特定空家等の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを要請することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号) の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

附 則 (平成29年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年12月23日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。